

令和7年度

東広島市 農地区画拡大支援事業補助金 申請の手引き

<注意事項>

- 交付申請前に農業委員会へ農地改良届の提出が必要です。
- 事業実施前に交付申請してください。

《申請・お問合せ先》

担当課:東広島市 産業部 農林水産課担い手支援係

住 所:〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号(東広島市役所本館 8階)

電 話:082-420-0939

F A X:082-422-5144

E-mail:hgh200939@city.higashihiroshima.lg.jp

※補助金申請の手引き、補助金交付申請書類は市ホームページからダウンロードするか、農林水産課窓口でお受け取りください。

(URL:<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/sangyo/8/6/42491.html>)

1 目的

農地を耕作する農業者（法人を含む）が行う畦畔除去による農地の拡大を支援することにより、農作業の効率化を促進するため、畦畔の除去及び整地に必要な経費に対し、補助金を交付するものです。

2 募集期間

- ・令和8年2月末まで、随時受け付けます。
- ・交付申請額が予算に達した場合は、予算に達した日の前日までに受け付けた申請を対象とします。

3 補助対象者等

(1) 補助対象者

次のいずれにも該当する市税の滞納のない農業者とします。

- ① 補助対象農地に対し、賃借権、使用貸借権、又は所有権を有すること。ただし、交付申請の段階において、賃借権、使用貸借権の設定・移転又は所有権の移転手続きに係る申出書等の必要書類が本市農林水産課又は農業委員会事務局に受理されており、権利を有することが確実であると見込まれる場合を含みます。
- ② 補助対象農地が含まれる地域計画において、補助対象農地の農業を担う者に位置づけられていること。ただし、交付申請の段階において、年度内に位置づけられることが確実であると見込まれる場合を含みます。

※地域計画の農業を担う者への位置づけ状況については、農林水産課にお問い合わせください。

(2) 補助対象事業

地域計画区域内の隣接する2筆以上の農地の境界に存する畦畔を除去するもので、東広島市農業委員会事務局に農地改良届を提出し、受理されている事業。ただし、畦畔除去後の1区画の面積が10a未満である場合、対象外とします。

※本市の地域計画は、市街化区域を除くすべての地域を対象としています。

※農地の筆界や畦畔の復旧に係る問題が生じた場合、市は責任を負いません。当事者間で調整・解決してください。

(3) 補助額

- 補助金の額は、補助単価に除去する畦畔の長さを乗じて得た額とします。
- 除去する畦畔の長さを計測し、根拠となる写真等を提出してください。
- 合わせて機械を使用した整地（均平）を行う場合には、補助単価に補助対象農地の面積を乗じて得た額を加えた合計額とします。
- 補助金の額の算出にあたり、千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。

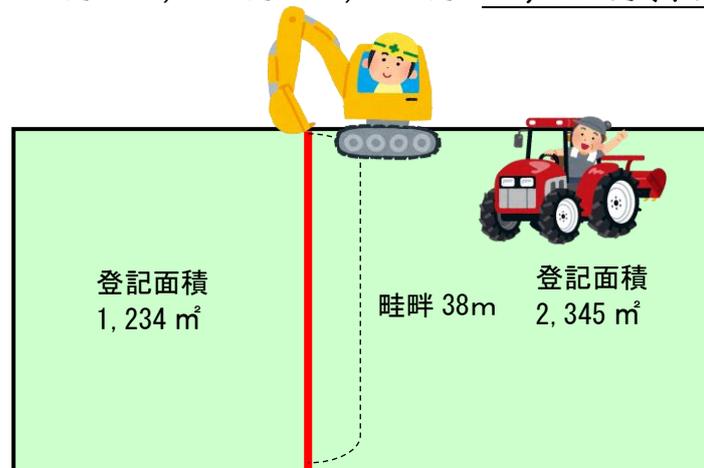
区分	補助単価
畦畔除去	5,000 円／10m
整地（均平）	10,000 円／10a（1,000 m ² ）

【補助金額計算例】

畦畔除去： $38\text{m} \times 5,000 \text{円} \div 10\text{m} = 19,000 \text{円}$

整地： $(1,234 \text{ m}^2 + 2,345 \text{ m}^2) \times 10,000 \text{円} \div 1,000 \text{ m}^2 = 35,790 \text{円}$

$19,000 \text{円} + 35,790 \text{円} = 54,790 \text{円} \approx \underline{54,000 \text{円}} \text{ (千円未満切捨て)}$



4 農地改良届について

補助金の申請に当たり、事前に農業委員会へ農地改良届出書の提出が必要です。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、農地改良に係る一時転用許可が必要となりますので、事前に農業委員会事務局にご相談ください。

- (1) 農地改良に要する期間が1年を超える場合
- (2) 盛土又は切土のいずれかが1メートルを超える場合
- (3) 改良する農地面積が2,000平方メートルを超える場合
- (4) 改良する農地が圃場整備区域内農地である場合

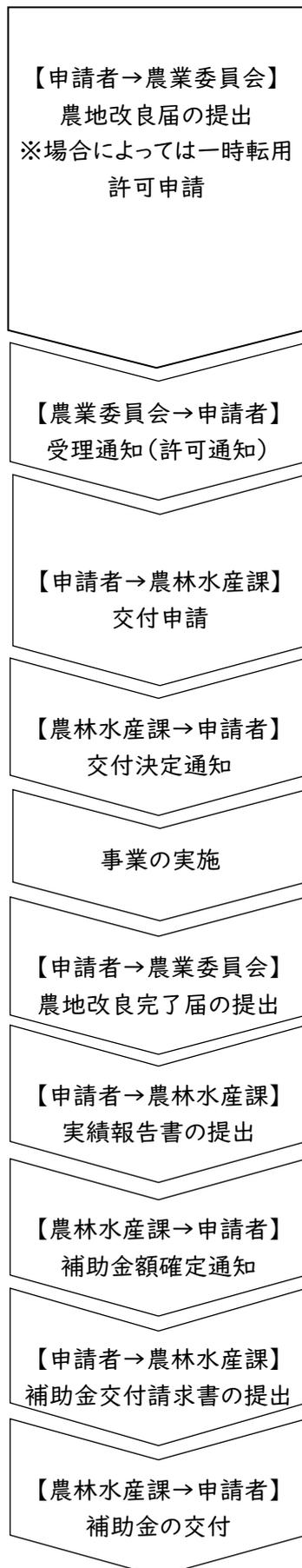
5 その他

- 事業実施前、事業実施中、事業完了後の写真が必要となりますので、撮影及び保管ください。
- 農地改良届の内容を市が農業委員会へ確認します。
- 市が必要と認める場合は、補助対象農地の現地確認及び調査を行いますのでご協力ください。

6 申請から補助金交付までの流れ

※交付申請前に農業委員会への農地改良届の提出が必要です。

【手続きの流れ】



.....【提出書類等】.....

- 農地改良届出書(様式第2-35号)
- 申請地に係る登記事項(全部事項)証明書(登記情報提供サービスによる照会番号付き不動産登記情報も可)
- 地番図(公図)及び所要面積の確認できる図面
- 付近の見取図(位置図)
- 工事図面(平面図、横断面図、仮設工事図等)
- 届出者以外に所有権その他の権利を有する者がある場合はその同意書
- 現況写真

※届出様式は、東広島市ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/nogyo/1/7/3622.html>

- 補助金等交付申請書(別記様式第1号)
- 事業計画書(様式第1号)
- 市税の滞納のない証明書
- 農業委員会から交付された農地改良届の受理書
- 除去する畦畔の長さを証する拠資料(計測時の写真等)
- 定款又は規約(申請者が団体(法人含む)の場合)

- 交付決定通知書

※交付決定通知日以前に事業に着手(事前着手)した場合は交付決定を取り消すこととなりますので、ご注意ください。

- 農地改良完了届(様式第2-38号)
- 現況写真(事業実施後)

- 補助事業等実績報告書(別記様式第10号)
- 事業実績書(様式第2号)
- 事業実施中の写真、事業完了後の写真

※事業完了日から30日以内、又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに提出

- 補助金等額確定通知書(別記様式第11号)

- 補助金等交付請求書(別記様式第12号)